

30 鉱火第11号

平成30年11月15日

各都道府県・指定都市
火薬類担当部局長 殿

経済産業省 産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官

電気雷管の取扱いについて（注意喚起）

本年9月に、電気雷管及び含水爆薬を使用しているトンネル工事現場で、火薬装填中に電気雷管が暴発する事故が発生しました。発生原因は、穿孔時にビットが噛み込んで発破孔内が高温になり、装填された電気雷管が暴発したものと考えられます。

つきましては、各位におかれましても、消費の許可に当たり、同様の事故が発生しないよう、技術基準の適合性の確認の徹底等をお願いいたします。

なお、本件事故を踏まえ、日本火薬工業会では、会員に対し別添のとおり事故再発防止のための注意喚起を行っておりますので、参考としてください。